

議員提出議案第2号

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年2月14日

墨田区議会議長

出羽 邦夫 様

提出者	墨田区議会議員	田中 邦友
	同	樋口 敏郎
	同	山本 亨
	同	中沢 えみり
	同	加納 進
	同	おおこし 勝広
	同	西 恭三郎
	同	田中 哲

墨田区議会委員会条例の一部を改正する条例

墨田区議会委員会条例（昭和31年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

第3条第3項中「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「委員」を「常任委員」に改める。

第4条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第5条第5項中「第3項」を「第4項」に改め、「（常任委員の任期）」を削り、

同項を同条第6項とし、同条第4項中「指名」を「選任」に、「及び」を「、及び」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「はかつて」を「諮って」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「会議にはかつて指名」を「指名し、会議に諮って選任」に改め、同項ただし書中「指名」を「指名し、選任」に改め、同項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに委員を選任する。

第12条第2項中「又は」を「すべき、又は」に改める。

第13条ただし書中「(委員長及び委員の除斥)」を削る。

第20条第1項中「会議規則」を「墨田区議会会議規則(昭和31年墨田区議会規則第1号。以下「会議規則」という。)」に改め、同条第2項中「終る」を「終わる」に改める。

第21条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第23条第1項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第24条第2項中「聞こう」を「聴こう」に、「こえて」を「超えて」に改め、同条第3項中「こえ」を「超え」に改める。

第25条中「対し」を「対して」に改める。

第27条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「第24条(公述人の発言)、第25条(委員と公述人の質疑)及び前条(代理人又は文書による意見の陳述)」を「第24条から前条まで」に改める。

第28条第1項中「又は」を「し、又は」に改める。

付 則

この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴い、常任委員の所属、特別委員の在任期間等について定めるほか、所要の規定整備をする必要がある。